

第 2 回 地域コミュニティ活動交付金 算定・配分基準検討会

令和 7 年 2 月 2 1 日（金）

宮崎市 地域振興部
地域コミュニティ課

- 1 他の自治体の状況（事例）
- 2 地域コミュニティ活動交付金制度における課題の整理
- 3 配分基準・算定方法（例）

- 1 他の自治体の状況（事例）
- 2 地域コミュニティ活動交付金制度における課題の整理
- 3 配分基準・算定方法（例）

1 交付対象：市が認定したまちづくり推進委員会（まちづくりセンターの区域、小学校区域等）

構成団体

- ① 市立まちづくりセンターの区域内の町内会等で組織された団体 ② 小学校区単位の町内会等で組織された団体
③ 150世帯以上の「単一の町」で組織された団体 ④ 100世帯以上の「複数の町」で組織された団体

2 交付金額（R6当初予算：103,671千円・人口：約49,000人）

大項目	中項目	算定基準	
基礎額	均等割	1 町内会等につき、20,000円	
	世帯数割	世帯数 × 1,500円	
	面積割	1 ヘクタール × 100円	
活動基礎額	まちづくりセンター区	1 まちづくりセンター区につき	1,000,000円
		1,500世帯以上	2,000,000円
	小学校区	1,500世帯未満	1,000,000円
		1,500世帯以上	2,000,000円

※別途、課題解決特別事業
制度あり。（任意申請）

項目	対象	加算額
高齢化加算	高齢化率（65歳以上）が市平均を超えているまちづくり委員会	活動基礎額 × 市平均を超えた割合
年少人口加算	年少人口率（14歳以下）が市平均を超えているまちづくり委員会	活動基礎額 × 10%

1 交付対象：市に届出した住民自治協議会（概ね小学校区単位の区域）

団体構成：その区域に住むまたは活動する個人、団体、事業者等すべて

2 交付金額（R6当初予算：112,912千円・人口：約85,000人）

算定項目	算定基準	
均等割額	協議会ごとに 67万円	
人口割額	450円 × 人口（住民基本台帳に登録された協議会ごとの人口）	
面積割額	協議会の区域面積 1km ² あたり 10,000円	
まちづくり協定経費	広報等配布手数料 20円 × 広報いが市配布数 × 23回	
	協定サポート経費 6,000円 × （協議会の区域に存在する自治会数 + 1） × 12か月	
人口密度補正	協議会の区域の人口密度に応じて、下記の係数を乗じる。 (1) 166人/km ² 以上・・・1.0 (2) 83人/km ² 以上 ～ 166人/km ² 未満・・・1.05 (3) 41人/km ² 以上 ～ 83人/km ² 未満・・・1.1 (4) 20人/km ² 以上 ～ 41人/km ² 未満・・・1.15 (5) 20人/km ² 未満・・・1.2	

※ 算定に用いる数値は、交付年度の前年9月30日現在の数値

1 交付対象：市長が認定したまちづくり協議会

一地区に一団体を認定。（旧6町は、旧町単位。旧八日市市は、地区自治会連合会単位）

2 交付金額（R6当初予算：34,879千円・人口：約112,000人）

算定基準	
均等割額	1 地区当たり年額 850,000円以内
人口割額	1 地区当たり年額 地区内人口に100円を乗じて得た額以内
面積割額	1 地区当たり年額 可住地面積1ha当たり、400円を乗じて得た額以内
地域特別加算額 (旧町のみ)	予算の範囲内において、市長が定める額

1 交付対象：市に届け出た地域づくり組織

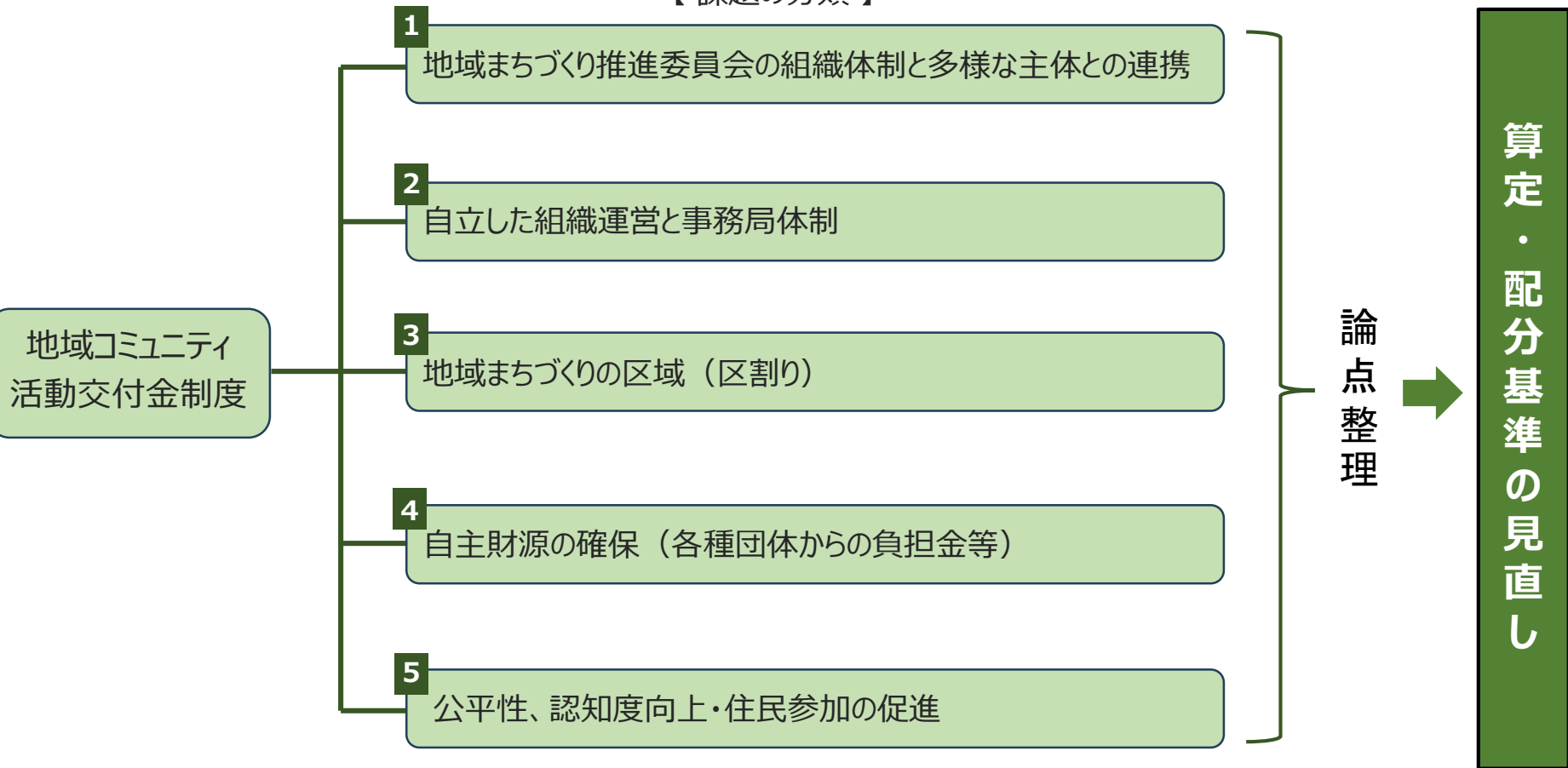
基礎的コミュニティ(自治会)に基づき区域を条例で規定し、団体が設置されている。

2 交付金額（R6当初予算：105,288千円・人口：約74,000人）

項目		算定基準
基本額	均等割額	$(3,500\text{万円} \times 30\%) \div 15$ （地域づくり組織数）
	人口割額	$(3,500\text{万円} \times 70\%) \div \text{各地域人口} \div \text{市人口}$
コミュニティ活動費	基礎的コミュニティ 代表者協力事務費	$72,000\text{円} \times \text{地域の基礎的コミュニティ数}$
	基礎的コミュニティ 活動費均等割額	$25,000\text{円} \times \text{地域の基礎的コミュニティ数}$
	基礎的コミュニティ 活動費人口割額	$200\text{円} \times \text{当該地域の人口}$
特別交付金	地域調整額（事務局経費）	1地域 30万円（農山村部は、40万円または50万円）
	地域事務費（人件費）	基本額150万円に人口や基礎的コミュニティ数を勘案して算出

- 1 他の自治体の状況（事例）
- 2 地域コミュニティ活動交付金制度における課題の整理
- 3 配分基準・算定方法（例）

【 課題の分類 】



1 地域まちづくり推進委員会の組織体制と多様な主体との連携

(1) 構成団体と効率的な地域運営

多様な地域課題を解決するためには、自治会や地区社会福祉協議会、青少年育成協議会など、地域団体が参画することで効率的・合理的に活動できるのではないかな。

参考資料 1

(2) 自治会との関係性

地域まちづくりを推進するためには、自治会との関係性が大事になる。
地域まちづくり推進委員会と地区自治会連合会との関係性も整理していく必要があるのではないかな。

参考資料 1

参考資料 2

参考資料 3

(3) 若い世代の参加促進

若い世代の参画を促進するためには、若い世代の声を聞いていくことが大事ではないかな。

(4) 地域間の連携

地域間で課題を共有し、共通の課題があれば地域間で連携することも必要ではないかな。

2 自立した組織運営と事務局体制

(1) 事務局・部会の役割分担の整理

事業の企画や実践については部会が担い、事務局は事務作業を中心に各部会の取りまとめを行うなど、役割分担を整理する必要があるのではないかな。

参考資料 4

(2) 事務局体制の整理

地域実情に応じて、事務局の役割や体制等を整理する必要があるのではないかな。

(3) 事務局職員の育成

経験の長い事務局職員は、地域の人・コトをよく知っており、多くを頼っている現状もある。事務局職員を育てていくことも重要になるのではないかな。

3 地域まちづくりの区域（区割り）

(1) 学校区単位の区割りの検討

学校区とまちづくりの区域が一緒であると学校との連携や地域団体との連携が図りやすい。まちづくりの区域を中学校区単位にするという考え方もあるのではないかな。地域の歴史もあると思うので、実情に合わせて地域が選択する方法がよいのではないかな。

参考資料 5

4 自主財源の確保（各種団体等からの負担金等）

(1) 収益事業の検討

人口減少等に伴い行政の予算も減少していくことが予測されるので、地域まちづくり推進委員会が収益事業に取り組んでいくことも必要ではないかな。

参考資料 6

参考資料 7

(2) 負担金等の整理

自主財源の考え方として、地域まちづくり推進委員会の構成員(団体)から負担金を徴収するケースもある。地域で考え方がバラバラであるので、整理する必要があるのではないかな。

参考資料 6

5 公平性、認知度向上・住民参加の促進

(1) 公平性

地域コミュニティ活動交付金が地域全体に公平に還元されているのか考える必要がある。

(2) 認知度・住民参加の促進

地域コミュニティ活動交付金事業に対する地域住民への認知度を上げ、住民参加を促進する必要がある。

参考資料 8

- 1 他の自治体の状況（事例）
- 2 地域コミュニティ活動交付金制度における課題の整理
- 3 配分基準・算定方法（例）

新たな配分基準等

(1) 事業評価による配分

地域まちづくり推進委員会が新たな事業に取り組めるよう、プレゼンテーションの機会を設けるなどして、事業内容等を評価し配分することも必要ではないか。

(2) 均等割の見直し

均等割については、地域ごと（22地域）ではなく、地域まちづくり推進委員会ごと（27団体）に配分すべきではないか。均等割の割合を変更することも検討できないか。

(3) 新たな配分基準の算入

自治会加入率、面積割、高齢化率等の算入を検討できないか。

(4) 各種団体補助金との一本化

地域団体に交付している補助金を統合し、一括して交付する方法もあるのではないか。

現 行

予算額 = 人口 × 214円（一人あたり活動費）

算定方法
（例）

(1) 現行方式（1人あたり活動費の見直し）

1人あたり活動費を再積算する。

(2) 個人市民税方式

個人市民税の1%を基準に予算総額を算定する。

(3) メニュー選択方式

防災・防犯、地域福祉、環境など事業別に上限額を設定する。
地域まちづくり推進委員会は、必要なメニューを選択し、交付申請を行う。

(4) 予算提案方式

地域まちづくり推進委員会が事業費を積み上げ、市に予算を提案する。
市は提案された予算（事業）を査定し、その結果を予算化する。

$$\text{予算額} = \text{人口} \times \text{一人あたり活動費}$$

メリット

- ・人口に比例して積算されるため、地域・行政ともに予算額が想定しやすい。（地域にとっては、安定した財源となる。）

デメリット

- ・一人あたり活動費の設定が難しい。
- ・人口に比例して積算されるため、予算額は減少していく。

現行の1人あたり活動費の積算方法

H21納税義務者数（163,359人）× 地域コミュニティ税（500円）× H21収納率（96.98%）÷ H21人口（369,783人）

$$\text{予算額} = \text{個人市民税} \times 1\%$$

（例：大阪府池田市・愛知県高浜市）

メリット

- ・ 市民税の１％相当額が予算額であると明示することで、地域まちづくりへの関心が高まる。

デメリット

- ・ 市民税を基準としているため、経済状況等に応じて、大きく予算額が変動する場合がある。
- ・ 歳入予算額を基準とした場合、当初予算（案）の可決後に金額が確定するため、地域への通知が今よりも遅くなる。

予算額 = 実施する事業交付金額の積み上げによる

（例：福岡県北九州市）

メリット

- ・ 行政が地域課題を設定し、補助事業をつくることになるため、地域と行政が共通認識を持って、取り組むことができる。
- ・ 実施する事業が限られていることから、地域の負担軽減につながることも考えられる。

デメリット

- ・ 実施する事業に限りがあるため、地域が自ら課題を設定し、解決に向けた取組にはつながっていない。
- ・ 自由度が低いため、新たな参加（参画）者の発掘につながっていない可能性がある。
- ・ 行政の関与が増すことになり、住民自治力の向上という制度当初の主旨からはそれることになる。

事例：北九州市地域総括補助金（１４事業の補助金を一本化したもの）

地域は、必要な補助金を選択して交付申請する。事業間の予算流用が可能となっている。

- | | | | |
|--------------|--------------|-------------------|--------------|
| 1 防犯灯維持管理 | 5 ふれあい昼食会交流会 | 9 公民館類似施設等設置 | 13 校区まちづくり支援 |
| 2 防犯灯設置 | 6 公園愛護会助成 | 10 公民館類似施設等エアコン設置 | 14 健康づくり事業 |
| 3 老人クラブ助成 | 7 河川愛護団体 | 11 青少年団体育成 | |
| 4 年長者いこいの家運営 | 8 公民館類似施設等運営 | 12 校区補助（事務費） | |

予算額 = 地域まちづくり推進委員会による行政への予算提案額

（例：大阪府池田市）

メリット	デメリット
市議会が事業内容や予算額をチェックした後、予算を可決することになる。	- 市の予算要求スケジュールに沿って進めるため、地域のスケジュールが前倒しになる。 （予算決定が３月） - 行政の関与が増すことになり、住民自治力の向上という制度当初の主旨からはそれることになる。

【イメージ図】

